

# ○社会福祉法人東員町社会福祉協議会東員町臨時つなぎ 資金貸付事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、生活保護の申請を受理されている者に対し、保護費を受給するまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、最低限度の生活を保障し、その自立を支援することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 東員町臨時つなぎ資金（以下「つなぎ資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行うものとする。

## (貸付対象)

第3条 つなぎ資金の貸付け対象者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東員町に住所を有すること。
- (2) 生活保護の申請が受理されていること。
- (3) 保護費を受給するまでの生活に困窮しており、資金を貸付けすることで、最低限度の生活を保障し、自立支援につながること。
- (4) 実施主体及び関係機関からの貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

## (貸付申込)

第4条 借入れを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、東員町臨時つなぎ資金借入申込書（第1号様式）により、本会会長に借入申込みするものとする。

## (貸付金額)

第5条 貸し付けるつなぎ資金（以下「貸付金」という。）の額は、借入申込者における資金の用途や必要性、償還能力等を勘案のうえ、本人、三重県北勢福祉事務所との協議のうえ決定し、その結果をふまえて本会会長が最終決定するものとし、その上限額は遡及分相当額（10万円以内）とする。

## (貸付方法及び利率)

第6条 貸付金は、一括の交付の方法により、借入申込者に現金で貸し付けるものとする。

2 貸付金の利率は、無利子とする。

(貸付決定等)

第7条 本会会長は、つなぎ資金の借入申込みがあったときは、借入申込書等の内容を審査し、貸付けの決定をするものとする。

2 本会会長は、つなぎ資金の貸付けを決定したときは、借入申込者に対し東員町臨時つなぎ資金貸付決定（却下）通知書（第2号様式）を交付し、貸付けに係る契約を締結する。

3 貸付決定を受けた借入申込者は、東員町臨時つなぎ資金借入れに係る同意書（第3号様式）、東員町臨時つなぎ資金借用書（第4号様式）、東員町臨時つなぎ資金振込依頼書（第5号様式）を本会会長へ提出し、貸付けを受けるものとする。

(再貸付)

第8条 生活保護の決定が、借入申込み時の見込みよりも遅延したことにより、借受人が貸付金を費消し再び生活に困窮した場合、本会会長は、既に貸し付けた貸付金との合計額が遡及分相当額（10万円以内）を超えない範囲内で、再貸付を行えるものとする。

(貸付金の償還)

第9条 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が申請した生活保護が決定し、保護費を受給したときから1月以内に、貸付金の全額の償還を、三重県北勢福祉事務所からの代理納付により行うものとする。また、申請が却下されたときは、却下のときから1月以内に、貸付金の全額の償還を行うものとする。

(一括償還)

第10条 本会会長は、借受人が次の各号の一に該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、借受人に一括償還を請求することができる。

- (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 故意に償還金の支払いを怠ったとき。
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (5) 借受人が東員町外に転出したとき。
- (6) 借受人からの申し出があったとき。

(償還の猶予)

- 第11条 本会会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受人の申請に基づき、借受人に対し貸付金の償還を猶予することができる。
- 2 本会会長は、法に基づく支援を行う機関からの要請により、借受人の自立に向けた支援の観点から特に必要性が高いと認められるときは、貸付元利金の償還を猶予することができる。

(貸付金の償還免除)

- 第12条 本会会長は、借受人の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

(連帯保証人)

- 第13条 借入申込者は、連帯保証人を立てる必要はないものとする。

(延滞利子)

- 第14条 延滞利子は徴収しない。

(借受人の責務)

- 第15条 借受人は、つなぎ資金を貸付けの目的に即して使用するとともに、実施主体及び関係機関が行う必要な相談支援や法に基づく支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければならない。
- 2 借受人は、本会会長との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければならない。
- 3 借受人は、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同が生じたときは、遅滞なくその旨を本会会長に届け出なければならない。
- 4 借受人は、申請中であった生活保護受給が決定したとき又は却下されたときは、遅滞なくその旨を本会会長に届け出なければならない。
- 5 借受人は、住居が確保されていない場合や、電話等の連絡手段がない場合においても、本会会長が借受人に対して行う通知連絡等に支障のないよう、本会会長に協力しなければならない。
- 6 その他、借受人は、本会会長との契約に定める条件を遵守しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。